

藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱（令和4年藤枝市告示第223号。以下「要綱」という。）に基づき、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金業務の円滑な運営を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第2条第2項の中小企業等の定義は、次の各号に示す法人及び個人とする。

(1) 会社及び個人事業主。なお、会社及び個人事業主においては、次の表に示す資本金又は従業員数のいずれかを満たすこと

製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
製造業、建設業、運輸業その他の業種のうち、ゴム製品製造業（一部を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
サービス業のうち、ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
サービス業のうち、旅館業	5千万円以下	200人以下

(2) 私立学校法に規定する学校法人

(3) 社会福祉法に規定する社会福祉法人

(4) 医療法に規定する医療法人

(5) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人等の公益法人等

(6) 農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等

(7) 中小企業等協同組合、商店街振興組合及び消費生活協同組合等の協同組合等

(8) 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人
(補助対象者)

第3条 要綱第3条の市長が別に指定する補助金とは、一般社団法人静岡県環境資

源協会（以下「SERA」という。）が定める静岡県中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金（以下「県省エネ設備導入補助金」という。）をいう。

（交付申請）

第4条 要綱第6条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

(1) 県省エネ設備導入補助金に係るSERAへ提出した書類のうち次に掲げる書類の写し

ア 交付決定通知

イ 交付申請書

ウ 実施計画書

エ 収支予算書

オ 温室効果ガス排出削減計画書

カ 省エネ計算シート

キ 更新前後の設備状況がわかる書類

ク 更新前の設置状況写真及び設置位置図

ケ 見積書（原則2者以上の見積書を徴取すること）

コ 法人の場合は、法人登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

サ 個人事業主の場合は、住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

シ 建物登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

(2) その他市長が必要と認める書類

（変更（中止）承認）

第5条 要綱第9条の市長が別に定める書類とは、次の各号の書類をいう。

(1) 変更の場合は、変更後の内容がわかる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第6条 要綱第10条の市長が別に定める書類とは、次の各号のうち該当するすべての書類をいう。

(1) 県省エネ設備導入補助金に係るSERAへ提出した書類のうち次に掲げる書類の写し

ア 交付確定通知

イ 実績報告書

ウ 事業実績書

エ 収支報告書

- オ 更新後の設置状況写真及び設置位置図
 - カ 工事についての契約書 又は 発注書・注文請書
 - キ 納品書 又は 工事完了届
 - ク 検収書
 - ケ 請求書及びその請求内訳書
 - コ 振込受領書等支払を証する書類
 - サ リースの場合は、リースに関する資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この取扱要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年9月1日）

この要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱の公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年5月22日）

この要領は、藤枝市中小企業等省エネ設備導入事業費補助金交付要綱の公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。